

現在の「資産マネジメント第2期取組期間の実施方針」の取組期間は平成26年度～令和3年度とされており、**令和3年度は**、令和3年8月に公表を予定している「資産マネジメント第3期実施方針（以下、「第3期実施方針」という。）の方向性」に基づき、**第3期実施方針を策定予定**。

これまでの外部意見聴取の取組

- 平成27年度から「**川崎市資産改革検討懇談会**」（以下、「懇談会」という。）を**設置**し、資産マネジメント事業推進に関し、有識者から個別意見聴取
- 令和2年度については、**第3期実施方針の方向性、施設白書等について意見を聴取**（合計3回実施）
【令和2年度 懇談会委員】
 - ・李 祥準 関東学院大学 建築・環境学部 准教授（ファシリティマネジメント等） ・稲生 信男 早稲田大学 社会科学総合学術院 教授（自治体経営等）
 - ・木村 俊介 明治大学 専門職大学院 ガバナンス研究科 教授（地方行財政等） ・山口 美紀 株式会社緒方不動産鑑定事務所 不動産鑑定士※稲生委員と木村委員は、「川崎市の財政に関する研究会」委員

新型コロナウイルス感染症拡大への対応や、第3期実施方針に基づく取組期間（令和4年度から10年間）においては、**令和12年度に本市人口がピークを迎え、その後は減少過程に移行**することなど、**本市はこれまでにない状況に直面**

附属機関として「**川崎市公共施設マネジメント推進委員会**」（以下、「委員会」という。）を**設置**し、**専門的知見を有する学識経験者や本市公共施設に関わる市民に、公共施設マネジメントに関する取組を調査審議**していただき、**こうした状況への的確な対応**を図る。

（委員会の委員構成について）

- 学識経験者（5名）
 - ・**ファシリティマネジメント、都市経営及び不動産鑑定等の専門的知見及び本市の状況に対する深い理解が必要不可欠**と考えられることから、**懇談会委員を委員会委員として委嘱**する。
 - ・**公共施設マネジメントは事業と密接に関連**するものであり、事業見直しの観点から、**行財政改革に関する専門的知見を有する学識経験者を委員会委員として委嘱**する（本市「行財政改革推進委員会」の伊藤委員）。
- 市民（2名）
 - ・**本市公共施設利用者の観点**から、公共施設マネジメントに関する取組を調査審議していただく。
 - ・**公募を行い、選考**により委員会委員として委嘱する。